

人愛幸せを求めて④

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

企業と人権

明るく働きやすい職場づくり

「は人なり」とよく言われますが、企業はそこで働く従業員に支えられて経済活動を行っており、まさに「企業は人なり」です。

社会の多様化にもなつて、派遣社員、契約社員、パート社員など企業で働く人々の就労形態も多様化が進んでいます。

このような変化に対応して、企業活動を支える人々が、安全で働きやすい職場環境を整えることは、職場内が活性化し、働く人々の能力が十分に発揮されます。

平成11年(1999年)に、制定された改正男女雇用機会均等法では、事業主に、働く女性が性により、差別されることなく能力を發揮できる環境整備や、セクシュアルハラスメント(職場における性的いやがらせ)防止への配慮などが義務づけられました。

また企業では、従業員が安全に働くことができるように、からだや心の健康管理をするともに、従業員の個性を尊重し、性別や年齢、国籍や人種、宗教などによつて差別されないような、さまざまな取り組みが行われています。

明るく働きやすい職場づくりには、職場で働く一人ひとりの人権が保障されることが必要です。そのことが企業の発展につながっていくのではないのでしょうか。

(人権啓発広報編集委員会)

人権講座

とき 28日(木)19時~20時30分
ところ 人権文化センター(長谷町)
演題 だれもがいきいきと輝く社会をめざして
講師 人権啓発指導員 内田和子さん
問い合わせ先 人権推進課(☎0848-676044) 人権文化センター(☎0848-661111)

人権標語

(市民の作品)

しないさせないつくりたい みんなでつくろう 差別の無い社会



消費生活相談

相談内容

一人暮らしの母が、床下換気扇や除湿剤などを複数の業者から次々と契約させられていることが分かりました。母は物忘れがあり、契約時の事情がわかっていないようです。未払いのものも100万円近くあります。どうしたらよいでしょうか。

アドバイス

業者が、一人の消費者をターゲットに、何度も訪問し、その情報が流れて複数の業者が入れ替わり立ち替わり訪問する「次々販売」が行われることがあります。高齢者に対して、必要のないものを契約させるため、契約金額も高額になり、被害は深刻です。

次々と契約をさせられていた

今回の相談については、「不必要な契約であること、契約時に当事者の判断力が衰えていたこと」を業者に伝えて交渉するよう助言しました。その結果、支払金の一部は免除になりましたが、全面解約は困難でした。こうした被害にあわないためには、一人暮らしや、夫婦だけの高齢者に対する家族や地域の人たちの見守りが一番です。

また、住宅工事などについては、本当に必要な工事かどうかを工務店などに相談し、複数の業者から見積りを取るなど慎重に検討しましょう。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 土・日曜日、祝日を
除く 月・金曜日
10時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072
☎084864103